

# 東京都立図書館協議会 第26期第7回定例会議事録

平成27年1月26日（月）

都立中央図書館4階 第2・3研修室

午後3時30分～午後4時45分

## 出席者名簿

### 委 員

押尾 勲 委員 武山洋二郎委員  
星野喜代美委員 坂倉 仁 委員  
岸田和明委員 近藤精一委  
齊藤一誠委員 野末俊比古委員  
原田久義委員

(欠 席 者)

小池眞喜夫委員  
梨屋アリエ委員

### 都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長  
総務課長 企画経営課長 多摩図書館長  
資料管理課長 情報サービス課長

### 事務局

企画経営担当係長

## 配布資料

「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」提言（案）

第26期都立図書館協議会検討スケジュール

「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」提言構成（案）※第6回定例会資料

第26期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員等名簿

座席表

企画展示「東京の都市計画ー魅力ある世界都市を目指してー」チラシ

東京都立図書館協議会第26期第7回定例会

平成27年1月26日（月）

午後3時30分開会

【近藤議長】 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので会議を進めさせていただきます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第26期第7回東京都立図書館協議会を開催いたします。

それでは、事務局から、資料等の確認についてご説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 本日、委員の方、ご都合により2名ご欠席のご連絡をいただいております。定足数は満たしておりますので、会は成立しております。どうぞよろしくお願いたします。それでは、配付資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、先日一部郵送等でお配りしておりますが、若干修正がございましたので、本日机上に置かせていただきました資料をご覧くださいますようお願いいたします。

資料ですが、まず、次第が1枚、資料1「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について（提言）」が1部。あと、A3の1枚の資料2「第26期都立図書館協議会検討スケジュール」が1枚。あと参考資料といたしまして『読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について』提言構成（案）」ということで、こちらは第6回の定例会で出させていただいた資料を参考にお付けしております。他、協議会の委員の方の名簿が1枚と、都立図書館の幹部職員等名簿が1枚、あと座席表が1枚。

最後に、現在都立中央図書館で実施しております企画展のチラシを1枚配付させていただいております。資料は以上になります。不足はありませんでしょうか。

それでは、次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は委員のお名前を付して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。

本日の傍聴者はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

【近藤議長】 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本日の進行等につきまして事務局から説明をしていただきます。

【企画経営課長】 次第をご覧ください。本日は、第7回の定例会となっております。議事は、1件となっております。以下、配付資料については、ただいま確認いたしましたので省略させていただきます。以上です。

【近藤議長】 ありがとうございます。それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議題は、次第にございますように「読書活動の推進に向けた都立図書館の役割について」の1件となっております。

この提言（案）につきましては、岸田副議長を初め、作業部会の皆様方にお作りいただいたものでございます。本当にありがとうございました。なお、この提言（案）につきましては、事務局から事前にお配りしているかと思いますが、本日はそれをもとに協議をするということで進めさせていただきます。それでは、早速作業部会長であります岸田委員から、提言（案）の概要について説明をお願いいたします。よろしいですか。

【岸田副議長】 それでは、お手元の資料1に基づいて、提言（案）についてご説明いたします。目次をご覧いただくとわかりますとおり、I章からIV章までで構成されております。これからの審議のすすめ方ですが、各章ずつ私のほうでご説明して、そして委員の方から質問をいただく、あるいはご意見をいただくという形で。作業部会の先生方には、もし適宜コメントがあればしていただくということをお願いいたします。

最初に「はじめに」だけ説明をしまして、先ほど申し上げたとおり、質疑、応答をするという形にしたいと思っております。IV章が重要な部分で長いので、ここに関しては提言が4つありますので、2個2個で、半分に分けたいと考えております。

最初に、1ページ目の「はじめに」からです。逐一読み上げることはいたしません、各節の要点だけご報告、ご説明いたします。

1節は「読書の必要性」でして、これは、読書の必要性に関して一般的な事柄を述べています。提言との関係で、2段落目の最後の方に、多少こなれていない用語ではありますが、「読む読書」と「調べる読書」というのを挙げてあります。つまり、ここで議論いたしましたように、子供と、それから大人と両方の面で読書活動を推進していくことになっていまして、単なる小説等を読むことだけではなくて、例えば百科事典ですとか、そういった参考資料を使って調べるための読書も焦点に入れるということで、そのような表現で説明をしています。

続きまして、「読書環境の変化と現状」という節を設けました。1が再三、再四出ております「コンピューターやインターネットの発達による読書の変質・変容」ということでありまして、これに関しては、ご存じのとおり「活字離れ」とか、いろいろ言われている訳でして、それに関して簡単に説明をしております。特に、電子書籍の取扱いに関しては、この委員会でも議論の一部分かれるところではありましたが、この時代もう書かざるを得

ないということで、電子書籍、それから、それをタブレット型端末、通信を使ってアクセスするということも言及しています。

最後の段落が、電子ジャーナルの話ということになっています。

それを踏まえまして、(2)で「読書の実態」についてまとめています。これに関しましては、読書世論調査のところから適宜必要な数字を抜き出して、議論を展開しています。余り細かく、もちろんその内容には突っ込んではおられませんけれども、ご覧のとおり「最近1か月に読んだ冊数」ですとか、それから、書籍を読むのに使った時間とか、ごく基本的なデータを導入として掲げているということになっています。

最後の段落におきましては、東京都教育委員会 でなされている調査について言及しておりまして、これに関しては、第Ⅱ章のほうに、それほど分量は多くないんですけれども、まとめて議論するという形で参照を出しています。

この2節によりまして、読書の実態を押さえたということで、3で「読書活動推進のための施策」のレビューをしております。これまでどういった取組がなされたかという、準備のための議論です。

最初に、(1)で「全体的な状況」を述べておりまして、子ども読書活動推進法ですとか、それから、社会教育法、図書館法の改正ですとか、そういった大きな環境変化について、3ページの下の方で言及をしております。

4ページの上の方にいきまして、読書活動推進計画の一次、二次、三次について言及しておりまして、現在のところ第三次計画を各自治体が策定済み、あるいは策定中という状況であると結んでいます。

続きまして、(2)では、「子供読書活動推進計画」の具体的な内容について、簡単ではありますが説明しています。ここは、『図書館概論』の該当箇所をほぼ抜き書きしている形にはなっておりますが、図書館でどのような子供読書活動推進計画に対する取組がなされているのかというまとめになっています。それが4ページです。

5ページ目にいきまして、先程申し上げました子供読書活動推進計画の一次、二次、三次に関しまして、東京都の取組を紹介しております。これもどこら辺まで盛り込むかという話があるのですが、余り長々と書いても仕方がないと思いましたので、軽くポイントだけ抜き書きで書いてあります。特に、「各学校を対象とした方針」等、箇条書きにすることによって、東京都の取組を簡単にまとめているということになっています。

現在三次計画ですが、これが同時並行で策定中ということで、余り書いていないのです

が、5ページ目の一番下にありますように、第三次計画では「不読率の更なる改善」、「読書の質の向上」、「読書環境の整備」ということが骨子として掲げられておりますので、それを当然念頭に置く必要があるということで、そのように書いてあります。

6ページ目にいきますと、東京都立図書館協議会、現在第26期ですが、第21期でなされた提言についてレビューをしております。いろいろな提言がある中で、特にこの第21期の提言が今回の提言と深く関わりますので、やはりこれも分量は少ないんですけども、骨子を抜き書きしてあります。「子供の読書活動の拠点としての役割」で、研究センター機能、資料センター機能、サービスセンター機能と掲げられておまして、それから、「都内図書館の振興と援助」ということで人材育成、広報啓発事業の拡充。「関係団体との連携協力事業」として学校・学校図書館への直接的支援、区市町村立図書館を通しての学校・学校図書館支援、それから他機関・諸団体との連携協力事業というのが並んでいます。それぞれ、ごく簡単にポイントだけ書いておきました。

今申し上げましたとおり、3節は施策に関するレビューということで、このような状況があるというように押さえてあります。

続きまして、「読書活動推進における公共図書館の役割」ということでまとめてあります。これは一般論であります。この協議会でも、例えば「都道府県立図書館のあり方とは何か」というのがたびたび議論されましたけれども、そのあたりをまとめる必要があり、このような節を入れてあります。

(1)が「子供の読書活動の推進」ということで、ここは単に図書館学の教科書に従って、「ア 児童・青少年向けサービス」と、それから、「学校への支援」というのを項目として抜いてあるだけです。もちろん、それぞれの説明はしておりませんが、子供の読書活動の推進をするために、このようなサービスを図書館で行っているという、そういうまとめになっています。

8ページ目にまいりまして、先程申し上げたとおり、今回の提言は子供だけではなく、大人に対してもということですので、(2)で「すべての住民に対しての読書活動の推進」ということでまとめてあります。特に、その上のほうの段落の箇条書きにありますとおり、「高齢者や障害のある方に対する配慮」、それから「外国人向けの多文化サービスへの配慮」ということで、この会議の後の方に出てきた事柄ではありますが、そのあたりを強調する内容となっています。

最後の1段落目は、インターネットの発達で、この会議でも再三出てきた遠隔、リモー

トへのサービスということで、電子的な図書館サービスについての言及となっています。

3が、先程申し上げたとおり、この会議でたびたび議論をされた「都道府県立図書館に求められる役割」というのをまとめたものです。これに関しては、図書館学の教科書に従いつつ、大事なポイントなんですけれども、直接サービスのほうにも力を入れなければいけないという流れになっています。

後の方の提言で出てくるわけですが、直接的なサービスと間接的なサービスとのバランスをとりつつ、新多摩図書館をこの直接サービスの1つの拠点として位置づけるような流れにするということでございます。

そういった流れを一通り押さえた上で、そこから何が導かれるかというので、9ページの5から「提言」が出ております。この提言に関しては、既にご審議をいただいているのですが、その前に1段落設けて、この5節に至るまでの流れを踏まえて何を提言するかという説明になっています。

1つには、先ほど申し上げたとおり、第21期提言で既に子供の読書活動推進が出ておりますので、そことの差異が何かというのを書いてあります。段落の真ん中のほうですが、「後を受け、その後の状況の変化に配慮しつつ、成人を含めたさらなる読書活動推進を目指した」という提言の位置づけになっています。先程ご覧いただいた通り、21期の提言でかなり重要な部分、当然ではありますが出ているわけですが、さらに平成15年から見てかなり時間が経っていますので、状況は変わってはおりますし、先ほど来申し上げておるとおり、この会議では成人を含めておりますので、そこら辺で異なっているというのを多少説明として強調してあります。

以下、既にご審議いただいたところですが、一応復習として、9ページの下にまいりますと、先ほどから申し上げておるとおり、乳幼児から社会人が対象になるということ。それから、2番目も説明いたしましたように、調べ学習や課題解決のための資料を参照をすることも読書に含むこと。それから、都道府県立図書館、ここは都立図書館ですけれども、その役割を踏まえた上での機能・サービスを考えると、3つの前提のもとに、10ページから提言を4つまとめてあります。

この提言については、先ほど来申し上げておるとおり、既に一度ご審議いただいておりますし、あとのIV章で同じ文句が出てきて、さらにそれを展開いたしますので、提言の読み上げだけで今はとどめておきたいと思っております。

提言1が、間接的なサービスと直接的なサービスの有機的な結合。

提言 2 が、子供の読書活動・成人の生涯学習活動への支援。

提言 3 が、電子的な図書館サービスの活用。

提言 4 が、「家庭」「学校」「地域」との連携とPR活動

ということで、以前に申し上げましたとおり、この会議での議論を作業部会のほうで要約しまして、4つの提言にまとめたということでございます。

以上、説明を簡単ではございますが終わりにいたしまして、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【近藤議長】       ありがとうございます。

それでは、今、岸田副議長から第 I 章につきましてご説明がございました。委員の皆様からご意見等ございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【坂倉委員】       内容的には全く問題ないんですけども、私細かいところを聞きたいと思うのですが、内容的には本当に素晴らしいと思います。もうほとんど言うことないんで、本当に作業部会の皆様方のご苦勞に感謝する次第なんですけれども、どうしても「未読者率」と、「不読率」のところが引かかるんです。5 ページのところでこういう言葉の説明をしているんですけども、要するに、国を受けて東京都は第三次から「不読率」にしますよという形になっていて、この説明は非常に最初に送られたときにはきれいになっているので、まあいいと思うんですけども。11 ページ、多分これは、25 年の東京都の調査の引用だから「未読者率」を使っていると思うんですね。17 ページも同じ意味と、それから「未読者」なんで「不読者」にしていなと思うんですが、23 ページは「不読率」にしているんですよ。もちろんそれで理由があるのかもしれないんだけど、この本だけ見たときにちょっと混乱するなと思うとすると、「不読率」か何かで統一してしまったほうがいいのかとちょっと思ったんですが。もちろんそれは議論をしていただければいいと思うんです。内容的にはわかるんです。調査から持ってきているし、だからわかるんですが、ちょっと読んでみていて混乱するかなと、思いました。

【近藤議長】       「未読」と「不読」の件でございますが、ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

【武山委員】       統一しておいたほうが、読んだときにわかりやすいなと思います。

【近藤議長】       どう統一したほうがいいですかね。ご意見いただけたらと思っておりますが、作業部会の先生方は、齋藤委員、いかがですか、これにつきましては。

【齋藤委員】       先ほどおっしゃったように、いろいろなものを参照しながらというところ



ろがありますので、そちらの用語といいますか、それを尊重してということで、今こうバラツキが起こっていることだと思うんですけども。

【近藤議長】 あえて統一する必要はないというお考えですね。

【岸田副議長】 できれば、おっしゃるとおり統一したほうがいいということなので。初出が5ページなんですかね。「不読率」、「未読率」の初出の部分で。その前に出ているかもしれないんですけども、一応5ページの下に、ページ外脚注で説明がありまして、ここか上かわからないんですけども、そういった表記の揺れがあるけれども、この報告書では「不読率」で統一するということにして、あと、一括置換で置きかえてしまえばいいんじゃないかと思うんですけども。

一応、最初は「不読率」と「未読者率」とのやっぱり併用は必要だと思うんですけども、そこで脚注で解説しておいて、後は統一で大丈夫かと。

ただ、直接引用のところだけはもう1回確認して。直接引用を直すとそれはまずいので、そこはもとのままのほうが良いと思うんですけども、ご意見ありましたとおり、確かに言葉が揺れると読んでいるほうが混乱しますので、そのような形で修正をしたらいかかと思うんですけども、個人的にはそう思いますが。

【近藤議長】 今、岸田副議長がおっしゃったような流れでまとめていくということでよろしいですか。事務局のほうもよろしいですか。

ありがとうございました。

ほかに、I章につきまして、いかがでしょうか。

【武山委員】 内容は言われたように非常にすばらしいもので、内容に特に問題はないんですけども、10ページの提言1のところ、その4行目なんですけども、読んでいったときに、「間接的なサービスと直接的なサービス」、その「とは」となっているんです。そうすると、読んでいるときに「とは」何なのかなと思ったら、「有機的に結びつく必要があり」というふうに書いてあったので、ここは「と」をとったほうがわかりやすのかなというふうに、私は思いました。

それから、提言4のところ、一番下から2行目のところなんですけども、「そのためには」、括弧で「(拡充した機能・サービスの)一層の周知(PＲ・広報)に務めなければならない」と書いてあるんですけども、この括弧は特にいらんんじゃないかなと思ったんですけども。何か意図があって、そこを括弧にしたのか。

【近藤議長】 まず、提言1の「とは」というところでございますが。そこは、「と」を

とったほうがいいんじゃないかと、単純に「何々と何々は有機的に」ということですね。そういうふうにしたほうがいいんじゃないかと。

それと、提言4につきましては、その「拡充した機能・サービスの」が括弧になっていますが、これは括弧がなくても通じるんじゃないかということかと思いますが。

これは、作業部会のほうは、いかがでしょうか。

【岸田副議長】 おっしゃるとおりだと。ご異論なければ、そのようにしたいと思いますが。「と」はとると。

「そのためには」だから、そこは、カンマが1個いるかもしれないんですが、「そのためには、拡充した機能・サービスの」括弧閉じをとって、「一層の周知」。

【近藤議長】 に努めなければならないですね。ということで進めさせていただきます。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。内容等はもうこれでよろしいということで、表記の問題等なのですが。

議長から言っただけいけないんでしょうけれども、表記の問題では、この「子供」というところが、いろいろなところで使ってきている。また、東京都の場合も、第一次推進計画は平仮名で、第二次以降は漢字になっていますね。そのところは単純に間違いだと読まれたら困るので、何かどこかでこれも、脚注か何かで、何か書いていただけるとわかるかなと思っているんですけれども、その辺はお考えいただければということで。

【岸田副議長】 そうなんです。作業部会でも議論して、どうするかというので。一応漢字の「子供」で統一してあって、固有名詞でできないところは平仮名にしてあるということなんですが、議長がおっしゃられるように、これも最初の部分で注をつけておけばいい話だと思うので、4ページ目の2の脚注になるんですかね。ここで簡単に説明するというので、いかがでしょうか。

【近藤議長】 よろしく願いいたします。

【総務課長】 よろしいでしょうか。8ページの「都道府県立図書館に求められる役割とは」というのがあって、一応この文脈では「図書館学では」ということになっているんですが、図書館法自体が直接サービスを原則として書いてあって、都道府県教育委員会が、その区市町村に対して協力を求めることができるというようなつくりになっているんですね。ですから学説でこういうふうにかかれていてもわかるんですが、もともとこれは直接サービスもしかしながら必要ですよと、その流れなんですよ、図書館法的に。そもそも直接サービスのことが書かれているんじゃないのかなと思うので、その辺のところを教

えていただければと思います。

【岸田副議長】 もうおっしゃるとおり、図書館法は気にしていなくて、伝統的な図書館学ではそうなっていて、現場でもそうなっていますよという話です。それ以上のものはありません。図書館法は考えていません。

【近藤議長】 事務局のほうは、よろしいですか。

それでは、第Ⅰ章はこのあたりにいたしまして、次に、第Ⅱ章のほうに入らせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、第Ⅱ章「都内における子供の読書活動」についての説明を副議長、よろしくお願いします。

【岸田副議長】 第Ⅱ章、11ページでございますが、ここは東京都内の子供の読書活動、それから、それに対する施策のレビューで、15ページから始まる第Ⅲ章は、今度図書館に限定した施策ということで仕分けをしてございます。

まず、Ⅱ章の最初の1では、平成25年度の「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査をまとめています。これも先ほどの毎日新聞社の読書活動推進計画のところと同様に、かなり膨大な調査結果があるわけですが、それを全部抜くわけにはいきませんので、ポイントだけ絞って、パーセンテージを中心にまとめてあります。特に、12ページでは、大事なところを表ではないんですけれども、四角で囲んで、パーセンテージでわかりやすくまとめておりました。12ページの上では、「読書活動、読書指導に取り組む上での課題」ということで、読み聞かせ、ブックトークのノウハウ、学校図書館の整備、公立図書館の活用について、それぞれパーセンテージを出してあります。よく言われるとおり、高校になると数字が下がってくるというのが如実に出ていまして、ここら辺を踏まえた提言であるということになっております。

それから、下のほうの四角の中には、「公立図書館におけるサービスの実施状況」として自治体の数が上がっておりますが、子供のための集会行事、乳幼児を対象としたサービス、青少年を対象としたサービス、外国語を母語とする子供、帰国児童・生徒を対象としたサービス、特別な支援を必要とする子供を対象としたサービスの5項目であります。今申し上げたように、自治体数を上げてございます。

それから、13ページ目から、「各自治体及び学校における取り組み事例」ということで、今回委員の中に港区の方、八王子市の方、それから南多摩中等教育学校・高等学校の方、文教大学附属中学校・附属高等学校の方、帝京大学中学校・高等学校の方にお入りいただ

きまして、会議において有用なご報告をいただきましたので、これをぜひとも提言のほうに組み込みたいということが作業部会で当初からありまして、ご覧のような形で組み込まさせていただきます。

最初の方で区・市町村における取組ということで13ページにまとまっておりまして、14ページに、ご覧のとおり3つの学校における事例をまとめさせていただきます。

以上です。

【近藤議長】      ありがとうございました。

第Ⅱ章について説明をしていただきましたが、ご質問等ございますでしょうか。

【坂倉委員】      ここはちょっと保留にしてほしいんですけども、というのは、最初に送られてきたときに、港区さんとうちの書き方で「こんなもんでいいな」と思って、私は意見を何も言わなかったんですね、6行と5行で。多分これは、港区さんの図書館の担当の方が自分の思いを書きたかったんだと思うんですけども、流れが変わってきてしまっていますよね。前の作業部会の書き方ですと「何々に沿ってこういうことをやっている」だったのが、かなり自区をアピールする形に変わっているんですけども、これだと、どう見ても八王子のほうが少ないので、これでいくと、このデータ表を見たときに、明らかに「港区はすごいよ、うちは」となってしまうので、ちょっとここは。港区さんがこれでいくのだったら、一度、図書館に戻さないことには、私、文句を言われてしまいます。

【岸田副議長】      なるほど。これはどうしましょうか。

【坂倉委員】      最初の書き方でいいと思ったんです、港区さんのも。すごく両方で均衡がとれているから、書き方として。明らかにそうじゃなくて、自分のところの図書館をアピールするような書き方に変ってきてしまっていますよね。

【近藤議長】      今日は港区さんがいないんですが、事務局のほうから、何かご意見等いただいているでしょうか。

【企画経営課長】      港区さんは、坂倉委員がおっしゃるとおり、事務局からご提示した内容に差し替えの依頼がありまして……。本日ご欠席ということですので、差し替え後のものをこちらに載せているという状況です。

【近藤議長】      こちらから。

【企画経営課長】      はい。それで八王子市さんが、ちょっと均衡がということでしたら、もう一度八王子市さん、差し替えでもよろしいかと思うんですけども。

【近藤議長】      これは、作業部会でまとめられたものですよ。

【岸田副議長】 いや、違います。

【坂倉委員】 前のが作業部会のまとめで、今までやってきたのを書いているんですけども、どっちかという、今度は「今後はこういうことをしていくよ」みたいな形で入っているんですよ。本来、私は、完全な間違いの内容があったら直すべきだけれども、それ以外は直す必要はないと思っているんです。あくまで東京都の書き方の中での区市、学校の事例ですから、私の希望としては、港区さんの方を最初に戻すべきだと思いますので、本当は、それを見たときに全体のバランスからとおっしゃるのが筋かなというふうに、私は思います。そうでなければ、やっぱり戻してやる。あんまり宣伝をするところでもないと思うんですね。淡々とやったことを書いているので、これでいいなと私は思っています。

【近藤議長】 ありがとうございます。作業部会のほうでは全く手をつけていないというところがございますので、これにつきましては、いかがいたしましょうかね。事務局のほうで、何か提案はございますか。こうしたいという。

【企画経営課長】 事務局としましては、八王子市さんがちょっと訂正を加えたいということであれば、そちらを尊重したいと思っています。

【坂倉委員】 長くなってしまいかもしれませんよ（笑）。ページにおさまるけれども、前のでOKだと私は思いますよ。私は、作業部会というか、事務局の書き方のほうが正しいと思いますけれどもね。港区さんを直せないのだったら、うちがもう1回戻して、これにおさまるぐらいにしますけれども、5行、6行だったのが、やっぱり15行、6行はちょっとね、厳しいですね。

【近藤議長】 ありがとうございます。これは、作業部会をちょっと超えまして、事務局で両方の区市でもって調整をしていただくということで、副議長、よろしいですか。

【岸田副議長】 もちろん構いません。申し訳ありません、気付きませんで。学校の方は大丈夫でしょうか。

【近藤議長】 これからお聞きしようと思っていたところですが。3校が、今日お越しいただいておりますが、押尾委員、よろしいですか。

【押尾委員】 大丈夫です、このままで。

【近藤議長】 武山委員は。

【武山委員】 大丈夫です。

【近藤議長】 星野委員は、よろしいですか。

【星野委員】 はい。

【近藤議長】 それでは、ここの部分につきましては、今お話が出た内容でもって調整をしていただければと思います。他に、第Ⅱ章につきましてはいかがでしょうか。では、また後ほどありましたら、最後にお伺いしたいと思います。

次に、第Ⅲ章「都立図書館における読書活動推進の現状と課題」につきまして、副議長からご説明をお願いいたします。

【岸田副議長】 先ほど申し上げましたとおり、第Ⅲ章は都立図書館に特化したレビューになっています。

1の「都立図書館の機能とサービス」では、非常に概括的ではありますが、都立図書館の機能とサービスについて、ざっと書いてあるということになります。15ページの2節では、「読書活動推進のためのこれまでの取組」がまとめられています。21期の提言に向けて、実際になされた取組等が16ページから説明されているということとして、16ページの1番目が「啓発資料等の作成と配布」です。それから、「学校図書館レファレンス支援サービス」、「学校との連携事業」。17ページにいきまして「都民への啓発事業」、「講師等の派遣」、「区市町村立図書館支援」ということで、現在の状況でありますけれども、取り組みについてまとめられています。17ページの、3の「都立図書館の課題」ということになりまして、これはそれほど長く書いていないのですけれども、現状の課題について述べられていまして、先ほど申し上げたとおり、21期提言から26期の提言におけるときにどういった課題があるかというのを簡単ではありますが記述したということでございます。

以上です。

【近藤議長】 ありがとうございます。

ただいまの第Ⅲ章につきましては、いかがでしょうか。

それでは、また後ほどございましたらご意見いただくということで、第Ⅳ章のほうに入りたいと思います。

【岸田副議長】 先ほど申し上げましたとおり、4つありますので、最初の2つだけ、最初にご説明をいたしたいと思います。

提言1に関しましては、先ほどご意見があつて、四角の中、上から4行目、「と」をとるということになりますので、ご訂正をお願いいたします。作業部会で「有機的な結合」という言葉を使ったわけですが、なかなか難しい言葉で、説明をしなければいけないということで、19ページ目の(1)では、その「有機的な結合」について解説をしています。

先ほどご指摘がありましたとおり、こちらでは「伝統的な図書館学では」がとれてしまっているんですけども、一応直接サービス、間接サービスと2種類ある中でどのような比重をもって都立図書館がサービスを提供していかなければならないのかというのを簡単に説明しています。もちろんこれは回答があるわけではないので、「効果」という言葉と、「効率」という言葉を持ち出しまして、そのバランスをとりつつ、最適解と申しますが、最適なサービスを模索していく必要があるというふうな内容になっています。

要するに、利用者にとっては、間接サービスも直接サービスもないと。先ほどご指摘がありましたとおり、図書館法の精神に照らしても、利用者は直接サービス、間接サービス関係なく、本当にダイレクトにサービスを受け取るのが公立図書館でありますから、そこら辺を考えなければならないという論旨になっています。

間接サービスというのは、あくまでも図書館のシステム、ネットワークの中で効率性を追求するためのものでありますから、そこら辺、効率性の点からは、間接サービス、直接サービスの仕分けをもってうまくやらなければいけないんだけど、今申し上げたとおり、利用者から見れば同じなんだから、そこら辺不十分にならないように留意しなければならないというような話が、20ページの上から書いてあります。それが1です。そういう説明にしてあります。

20ページの(2)には、「間接サービスの拡充」ということで、主に、20ページの上のほうに3つ項目が上がっていますが、「協力貸出」と「レファレンス支援」と、それから「横断的な蔵書検索サービス」に焦点を絞って、拡充の必要性を展開しています。

20ページの真ん中から21ページの1行目にかけてが、「協力貸出」に関してでして。今見ると、空白の置き方がちょっとおかしいですね。今気づきました。その空白がいるのかどうかよくわからないんですけども。

今申し上げた「協力貸出」に関しての拡充をうたっております、国際子ども図書館等の例を引き合いに出して論じています。

21ページに行きまして、「レファレンス支援」について押さえてありまして、21ページのイにありますとおり、「成人向けの高度なレファレンス質問」を受け付ける。そして、回答するというのが強調されています。

それから、ウのところでは、「横断的な蔵書検索サービス」について説明をいたしまして。これは、どこの県立図書館でも、区立図書館でもやっていることではあります、特に子供の検索システムというのはなかなかいいものがないものですから、そこら辺を念頭に置

いて書いてあります。21ページの、その次の段落におきましては、「調べ学習によるコンテンツ」で、これもこの会議で事例として拝見させていただきましたし、いろいろ議論のあったところですが、そういったことを掲げてあります。順番として、間接サービスの拡充から始まっていて、21ページの下の方から「直接サービスの充実」が述べられておいて。これに関しては先ほど申し上げたような、都民から見たら、特に直接サービス、間接サービスの区別がないという点に重点を置きつつ考えなければいけないということと、それから、この会議で何回か出ました新多摩図書館の活用について触れられています。そして、22ページ、最後の(4)、真ん中ですけれども、(4)で「障害者・外国人向けサービス」というのを記述してあります。

続きまして、提言2に関しまして、「子供の読書活動・成人の生涯学習活動への支援」なんですけれども、23ページにまいりまして、(1)が「子供の読書活動への支援」、それから、(2)が「成人」というふうに区分けして論じています。

ここでのポイントは、前のほうで直接サービス、間接サービスと出てきましたので、提言2の構造として、特に「人的な支援」というのが強調されています。これは、この会議での議論を受けたものです。

「朝読(あさどく)」等で不読率が改善して、各自治体では頭打ちになっているようなことも聞いておりますけれども、さらにその先に読書の質の充実、向上というのがあるわけですし、それに対しての方策ということになるんですけれども、その1つには、やはり大人が身近にいるわけですから、その身近な大人が大きな役割を果たすであろう。そうしたときに都立図書館としてできることは、やはり人的支援ではないだろうか。具体的には研修等ですが、そこら辺について強調してあります。

これは、もちろん21期の提言でも出てきたことでありますが、再度その子供読書活動計画の進行に伴いまして強調してあるという形になっています。

それから、成人に関しましては、(2)として24ページに書かせていただいておりますが、先ほどから申し上げているとおり、「読む読書」と「調べる読書」の両方の面での支援をまずうたいまして、それから、真ん中より下のほうでは、ビジネス支援サービスですとか、各自治体で新たなサービスを開発している状況がありますので、こういったサービスの開発も視野に入れて取り組むべきではなかろうかと、期待されるという結びになっていますが、提言を盛り込ませていただきました。

以上、1と2ということになります。



【近藤議長】 ありがとうございます。第IV章の1と2について、今副議長から説明をいただきました。ここに付きましては、この提言のメインでもありますので、少しお時間をかけていきたいと思っております。いかがでしょうか。

【原田委員】 提言1について2つご質問させていただきます。19ページの(1)の2段落目のところに、「効果」と「効率」というのがあって、これに英語が入っているのと、あと、21ページのウというところにも、「理解可能性 (u n d e r s t a n d a b i l i t y)」というが入っていますが、これはどこかから引用をされているのでしょうか。ほかのところを見ると、英語が入っていないので、何かここだけ唐突な感じがしました。

あと、20ページの見出しに「間接サービスの拡充」があって、21ページの(3)に「直接サービスの充実」がありますが、「拡充」と「充実」というのは同意義ということで受け取ってよろしいでしょうか。以上2つです。

【近藤議長】 ありがとうございます。今の英文の表記につきまして、お願いします。

【岸田副議長】 では、私のほうから。

引用ではありません。普通に図書館評価論で言われていることとして、なぜ、英語を入れたかという、これ訳語がばらばらで、「有効性」という人がいるんです、e f f e c t i v e n e s s のほうが。効果と有効性。これを入れないとわからないケースがあるので、入れたんですが。そうすると効率のほうにも入れないとおかしいので、両方入っています。

それから、理解可能性のほうは、u n d e r s t a n d a b i l i t y なんですけども、これも図書館評価論ではよく知られた概念なんですけども、日本語がいい訳語がなく、「理解可能性」とか、あと岩崎先生がおっしゃったのは何でしたか。いろいろあって、併記してもしょうがないんで。要するに、括弧内で「例えば、理解可能な漢字のレベル」ということで、小学校の低学年と、1年生と3・4年生とかで読める字が違うみたいな話、簡単な話なんですけども、そこで「理解可能」と「理解可能性」を併置しておけば大丈夫かなと思って。ただ、先ほど申し上げたとおり、日本語がいろいろあるんで、英語を入れておいたという、念のため、そういうことでございます。あと、「拡充」と「充実」はおっしゃるとおりですが、どっちがいいでしょうかね。

【原田委員】 こだわっていないですが、間接サービスの拡充の方は「充実させる」になっていて、直接サービスの充実のところは本文が「拡充」になっていて、逆になっているので。

【岸田副議長】 おっしゃるとおりですね。

【原田委員】 少し気になっただけです。同意義であるということであれば、私はそれほど、強く主張するものではありません。英語の方は、そういう理由でしたらわかりました。

【近藤議長】 では、この「拡充」と「充実」につきましては、いかがいたしましょうか。

【坂倉委員】 私は、実にこの会議の全体のいい温度をあらわしているというふうに思ったんですけども、先ほど言ったみたいに両方やらなければいけないよと言いながら、都立図書館の立場としては、より広めるという意味の拡充だと思ったんですね。

一方で、やはり多摩を中心にやっていく、またどこまで書くか、書かれないのかはわかりませんが、それで「充実」にしたのかなというふうに私は思ったものですから、中は一定の充実と、今より広げなければいけないという意味で逆になったのかなととったので、私は、実に全体のというか、この間の会議の議論に踏まえた使い分けをしたのかなと、とりました。

【近藤議長】 ありがとうございます。そういうふうに、あえて使い分けをしているんだということ。

【坂倉委員】 と、私は思ったんです。

【岸田副議長】 これは、私が下書きしたんですか、確か。作業部会の先生の方で、もし経緯を覚えていらっしゃる方は…。やはり書いたときに、そう思ったのかもしれないですね。

【近藤議長】 作業部会の先生方、いかがでしょうか、その辺は。

【岸田副議長】 今となっては、よく覚えていないんですけども、どうしてこうしたか。そういうことではいけないんですけども。

【近藤議長】 岩崎先生、ご記憶おありでしょうか。

【岸田副議長】 ないですよ。

【近藤議長】 何か、事務局のほうで。何かございますか。

【企画経営課長】 最初からこの表現であったと思います。

【岸田副議長】 私が一番下書きしたときから。

【企画経営課長】 そうですね。

【岸田副議長】 無意識のうちにそう使ったのかもしれませんが。

【坂倉委員】 多分、潜在意識にあったと思うんです。どうとるかというのはこれをや

ったときに、一般都民の方々が、前のところで両方大事と言いながら、「何だやっぱり直接はそんなじゃないんじゃないか」と思われるんだとすれば合わせたほうがいいかなとは思いますが、全体としては、実に温度をあらわしているなど。むしろ、来てくれる人よりも、来ない人じゃないけれども、より広く都民全体にやっていくためには、間接的に市町村や学校図書館を使いながら、読書の熱を上げていこうというところが強かったわけです。でも、やっぱりそうは言っても、先ほどの話じゃありませんけれども、都立図書館だって1つの図書館なんだから拡充しなければいけないよという流れでいくとすると、ちょうどいいかなと。ただ、どう捉えるか。曲げてとる人がいると、今度の提言だと「東京都は直接やらないのか」みたいに捉えてはいけないと思いますけれども。

【岸田副議長】 わかりました、思いだしました。なぜそうしたかということ、間接サービスに関しては都立図書館がすばらしいとっていて、内心。それで、「充実」というよりも、より発展させてもらいたいということで「拡充」で、直接サービスは、それほどと言うと失礼なんですけれども、すばらしくないとは言えないんですけれども、新多摩図書館で新しく、一からやっていくわけではないんでしょうけれども、これから進めるということで「拡充」というよりも「充実」という表現を使ったということかもしれません。

【近藤議長】 ありがとうございます。

【坂倉委員】 これで、逆に批判的な人がとると、どうとるかというわけですね。

【近藤議長】 これにつきましては、ご意見等、いかがでしょうか。

(3)の直接サービスの充実の文言の中には「拡充」という言葉が出てくるんですけれども。

【岸田副議長】 そうですか、済みません。

【坂倉委員】 表のところは、今おっしゃられたとおり、頑張っているから、よりやっ。少し頑張っているから、中身は逆になっているという。「頑張ってるね」と、そういう形だというふうに、すんなりとりましたけれども。いいか悪いかは別ですけれども、そうとりました。

【近藤議長】 これは、深い意図があるんだということで、原文のままでよろしいですか。

【館長】 坂倉委員の意見に限りなく近いですね。実感として、しっくりくる感じがあります。やっぱり、「拡充」というのは、今までやっているのだから「拡充」ということだと思うんです。「充実」というのは、「これからはもうちょっと、今あんまりやっていないけれど

も、これからやってほしい」というふうにとれますので。受ける側としてはしっくりくる感じはあります。

【近藤議長】 ありがとうございます。では、その視点で、もし、細かな修正等あったら、そう直していただくということで進めたいと思います。深い意図、ありがとうございました。ほかに、この提言1、2につきましてはいかがでしょうか。

【坂倉委員】 19ページの真ん中辺に、都立図書館がやるか、区市町村立図書館がやるかというところで、「状況に依存する」という言い方を表現をしていますよね。どっちかという「依存」は余りプラスのときに使う表現じゃない気がするので、「状況による」ぐらいでいいのかなと、私は思いましたけれども。ここに書かれているとおり、都立が直接、いわゆる「まとめ貸し」じゃないけれども、団体貸出しするのがいいか、市がやるのか、セット貸出しどっちがいいかといったら、勿論この通りなんだけれども。「依存」かなと、ちょっと思ったんです。

【岸田副議長】 では、「状況による」で。

【近藤議長】 では、「状況による」で。ちょっと語呂が悪いですけども。

【坂倉委員】 もし、また別の言葉があったら、ぜひ考えてください。

【近藤議長】 では、「状況による」ということで、この場では進めたいと思います。他に、いかがでしょうか。

【武山委員】 内容は全く問題ないんですが、その表現で、ちょっと読んで引っかかったところがあるんですが。

23ページの、子供の読書活動への支援に関する、真ん中の辺、2段落目の「成長過程にある」の2つ下で、「その読書の効果（成果）は」と。「効果」と「成果」というのは違うんでしょうけれども、「効果」と「成果」を並列にして書いたほうがいいのかなと思ったんですけども。意図があってこういうふうにしたのか。

それと、その同じページの下から6行目の真ん中から後のほうで、「子供が、彼または彼女にとっての」という表現があるんですが、何かここがちょっと言い回しがどうなのかなと。例えば、「子供が自分にとっての良書に出会う」というぐらいが自然なのかなというふうに、読まさせてもらったんですが。表現だけの問題です。

【近藤議長】 ありがとうございました。

【岸田副議長】 後ろのほうは「自分」でいいと思います、私も。これは、私が書いたんですけども、そのとおりですね。「自分にとって」でいいと思います。

それから、「効果」と「成果」は、これは「効果」が、また英語で申しわけないんですけども、「効果」が e f f e c t i v e で、「成果」が o u t c o m e なのかな。確かにおかしいというか、引っかかりますよね。

岩崎先生、これどうしたらいいと思いますか。いらない？ 成果、o u t c o m e は。

【岩崎委員】 o u t c o m e は、ちょっとスパンが長いので。「効果」でもよろしいような気もいたします。

【岸田副議長】 「効果」だけでいいですね。ちょっと、そこは頑張って書かなくても。では、「効果」だけで、「(成果)」はとったほうが、提言としてわかりやすいかもしれません。

【近藤議長】 他にいかがでしょうか。それでは、また後ほどありましたら、全体を通して行いますので、ご質問いただければと思います。

それでは、次に、第IV章の提言3・4につきまして、ご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【岸田副議長】 24 ページで、提言3が「電子的な図書館サービスの活用」です。

これに関しては、(1)は「電子的な図書館サービスの展開」で、この会議で再三、再四議論されましたように、インターネットを活用して、さらにサービスを広げてはどうかということを書いてあります。

電子書籍に関しては、この26期の途中から用語として登場してきたわけですが、やはり書き込んだほうがよいだろうということで、25ページの上のほうです。少し、長くもないんですけども、文を使って記述してあります。

当然、都立図書館のほうでも試行的に電子書籍サービスをやっているわけですので、それについて、25ページの真ん中より下の段落で記述してあります。これはちょっとどうなるか今の時点はよく読めないところがありますので、余り断言ではなく、動向を見据えつつ考えていかねばならないような書き方になっています。

それから、最初のほうから出ている「これならできる！自由研究」ですね。25ページの最後の行から次の行にかけてですが、こういったものも提供されているけれども、さらに充実が必要ではないかというような論調になっています。やはり、期待するということで、言葉としては「期待する」という言葉を最後に使ってございまして。先ほどから申し上げているとおり、状況がよく読めないところがありますので、書き方としては「期待する」ということでとどめてあります。

それから、その逆としまして、インターネットが進めば、当然それを使えない人が不利を被るわけですから、「デジタルデバイド」という用語については、少しわかりづらいということで、前のほうで注釈が入っておりますけれども、図書館の重要な使命でありますので、それについて2のほうで記述をしてあるということになっています。

提言4が27ページから始まっておりまして、「『家庭』『学校』『地域』との連携とPR活動」で、やはり四角の中、先ほど修正がありましたので、前のほうと同様に括弧をとるということをしていただきまして、1のほうで、「家庭・学校・地域との連携」です。

それから、2が「PR・広報の重要性」で、これが、この会議の初めのほうでしょうか、かなり指摘をされたということで、それを2の項目として上げてあります。

これも、やはり21期の提言に既にあったことではあります、インターネットの状況がかなり変わっておりますので、少し21期よりもインターネット等の比重が多くなっていると思うんですけれども、より一層のPR活動・広報活動が必要で、周知に努めなければならぬという形になっています。

ちなみに、最後の「おわりに」は簡単にまとまっているだけですので、それも含めてお読みいただければと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。

それでは、提言の3と4につきまして、ご意見、ご質問等お伺いしたいと思います。

これはよろしいですか。

第V章、「おわりに」については、いかがでしょうか。

【武山委員】 「おわりに」のところの3行目なんです、「より豊かなものとする」ことができる、これは「何をより豊かなものとする」ことができるをつけ加えたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけれども。

【近藤議長】 これは。

【岸田副議長】 これは、感性なんですけれども。

【武山委員】 感性なんですか。

【岸田副議長】 読めないですか。

【武山委員】 なるほど。

【岸田副議長】 確におっしゃるとおり目的格がない。

【武山委員】 人生をより豊かにするものかなと思ったんです。読んだときに。

【岸田副議長】 これ私が書いたんですけれども。前のほう、人生になっていましたか。

【武山委員】 そうではなくて、感性は磨きをかけて、何かをより豊かなものにするのかなと思ったんです。

【岸田副議長】 これ、ちなみに、1ページと全然同じなんで、直すんだったら……。

1ページ、確か同じにしたような気が。もう1回前を……。

【武山委員】 創造力を豊かなものにする。

【岸田副議長】 私は「感性」のつもりで書いています。「人生」なのかな。

【近藤議長】 これはいかがいたしましょうか。ここは、「感性をより豊かなものにする」ということでよろしいですね。では、そういうふうにさせていただきたいと思います。

【企画経営課長】 申し訳ありません。今のV章の「おわりに」の、5行目なんですが、「都民が、このような読書」、「を」だと思うんですが、ちょっとここ、何か抜けてしまっているのか……。

【岸田副議長】 済みません、「読書を」です。申し訳ありません、私の入力ミスです。

【近藤議長】 それでは、第I章からV章まで、全体を通しましてご意見等ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【坂倉委員】 今の最後のこの『家庭』『学校』『地域』連携で、東京都さんのほうは、地域向けのところ、すごく間接的には書いているけれども、「現在、直接に働きかける機能・サービスを必ずしも確立されてはいないが」と書かれているけれども、これでいいでしょうか。あんまり確かでないけれども、それが何をやっていくのかなと。この例で挙げている、東大の形がいいのかどうかわからないし、何をやれるのかなというのなかなか難しいような気もするのですけれども、「家庭」「学校」「地域」と書くと、「地域」も書かなければいけないけれども、どうでしょうか。振るのもおかしいけれども、何かこれを受けてやれるでしょうか。

何となく、「学校」「家庭」で、もちろん学校は「地域」に入ってきてしまうのですけれども、地域の分校とか、そこに直接やる気もある訳でもないと思いますし。どうなのかなと思うんですよね。いわゆる市民センターみたいなところに直接やるのかどうかと、団体貸出し、それもしないとすると、関わり方も厳しいし、内容も厳しいかなとちょっと思ったんです。でも、「家庭」「学校」「地域」、セットだから、多分書かざるを得ないね。

【岸田副議長】 そうなんです。何かないと。

【坂倉委員】 東京都さんが困らないで、何らかの形、1つでもこの期間にやってくればそれでいいですけれども、ちょっと気になったんです。私が東京都側だったら、大変

だなど、これ書かれて何をするのかなと思って。

【近藤議長】 これについては、事務局のほうで、何かございますか。

【企画経営課長】 そうですね。まだ実際具体的に何かというところにはたどり着いてはいないんですが、この15番、注記のところにあります、例えばこの「モバイルミュージアム」といったような事例もありますよという、作業部会の検討中にそういったご提案もありまして、そういうところは可能性として考えてはいきたいとは思っております。

【近藤議長】 ということで、大丈夫だそうですね。

【坂倉委員】 期待されて、地域までアウトリーチしろとか言われても困るなと思って。

【近藤議長】 他によろしいですか。それでは、ありがとうございました。これで一通り提言（案）についての協議は終了させていただきます。

今後は、これがどのようなスケジュールになっていくのか、事務局から説明いただければと思います。

【企画経営課長】 今後のスケジュールになりますが、資料2でお配りしております「検討スケジュール」をご覧ください。本日、提言（案）についてご意見をいただいたところですが、修正等発生しますので、そちらを修正したものを次の第8回の定例会にお出しした形で、皆様に確認をしていただく。そして、その提言（案）の確定という流れになります。定例会としては、次回、第8回が最終という予定であります。

【近藤議長】 今、企画経営課長から説明がございましたが、ただいまの件については、よろしいですね。それでは、事務局に司会をお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【企画経営課長】 近藤議長を初め、委員の皆様方、本日はありがとうございました。

次回の日程ですが、改めて日程をご連絡いたします。2月、3月は皆様、大変お忙しく、なかなか調整が難しいといったような状況を今事務局で把握しておりますが、何とか開催させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

定例会はこれで終わりとさせていただきますが、最初にご案内いたしました、この企画展示をもしご覧になられたいという方がいらっしゃいましたら、ご案内いたしますので、この後、事務局までお申し出いただければと思います。以上です。ありがとうございました。

午後4時45分閉会